

## 渋谷区立笹塚中学校 いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

#### 〔基本的な考え方〕

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える、その生命又は身体に重要な危険を生じさせる恐れもある人権侵害行為である。したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、いじめられず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止等の対策を行う。基本的には、「未然防止」、「早期発見」、「事実確認」「早期対応」の4つの段階に応じて様々ないじめの問題に関する生徒の理解、教員の理解を深め、いじめを防止することを旨とする。

#### 〔生徒〕

いじめをしない、いじめをさせない、いじめをみのがさない。

#### 〔学校・教職員〕

本校の教職員は、いじめが行われず、または看過されず、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように努める。そのため、保護者や地域、関係機関との連携を図る。また、学校全体でいじめの防止と早期発見を可能にするために、全生徒への年3回のアンケートや道徳の授業で随時取り組むことで対応する。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

### 2 基本的な方針

#### (1) 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ①学校として、いじめについて「しない、させない、見逃さない」をモットーに、いじめ防止を学校の重点目標とする。
- ②いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策校内委員会」（学校企画調整委員会を兼ねる）、「いじめ防止対策相談委員会」（特別支援教育校内委員会を兼ねる）を設置する。

##### 〈構成員〉

「いじめ防止対策校内委員会」（学校企画調整委員会を兼ねる）

　校長、副校長、主幹教諭、学年主任、教務担当、生活指導担当、養護教諭  
　特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

「いじめ防止対策相談委員会」（特別支援教育校内委員会を兼ねる）

　校長、副校長、生活指導部、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、  
　スクールカウンセラー、巡回心理士、スクールソーシャルワーカー

- 〈活動〉(ア) いじめの早期発見に関するここと(アンケート調査、教育相談等)
- (イ) いじめ防止に関するここと
  - (ウ) いじめ事案に対する対応に関するここと
  - (エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

- 〈開催〉・「いじめ防止対策校内委員会」は、年度当初、前期末、年度末の3回を定例会とする。
- ・いじめ事案発生時は緊急開催とする。
  - ・週に一度、学校企画調整委員会において、いじめ事案について確認する。
  - ・「いじめ防止対策相談委員会」は月1回(火曜日)を定例会とする。

- ③いじめに関する校内研修を年3回、4月、9月、12月に実施し、全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
- ④教職員が生徒と接する機会を多く持ち、生徒との人間関係を構築し、生徒の良さや個性を伸ばすよう努力するとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のため、所属意識を高める学級づくりを行う。
- ⑤生徒の規範意識を高め、人間関係作りの力を向上させるため、学習プログラム等を用いていじめに関する授業を年3回以上実施するとともに、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験的活動の充実を図る。
- ⑥「SOSの出し方に関する教育」を年2回、学期の始めに行い、教職員がいつでも相談に応じる体制があることや不安や悩みを安心して相談できる環境があることを示す。
- ⑦生徒会執行部で、生徒の意見を取り入れたスローガンを作成して掲示し、いじめ防止の啓発活動を行う。
- ⑧保護者会、道徳地区公開講座、地域自治会の会合等で、基本方針の内容、及び取り組みについて説明するとともに、学校ホームページに掲載し、保護者、地域、関係機関との連携を図り、いじめ防止について生徒が自主的に行おうとする活動を支援する。
  - ・月1回の土曜日を学校公開日として保護者、地域に周知し、生徒の様子を観察することで、多くの見守りがあることを生徒に意識させる。
  - ・地域フェスティバルや町民大運動会、地域総合防災訓練への全校生徒の参加を教育課程に位置付け、地域との交流を深めることで、地域における所属意識を高める。
- ⑨学校運営協議会において、いじめの対応について、年2回議題とする。
- ⑩いじめ防止への理解を深めるため、人権作文や集会(全校、学年)等を実施する。
- ⑪インターネット、SNS等によるいじめについて
  - ・情報の特性を踏まえ、インターネット及びSNS等を通じて行われるいじめを防止かつ効果的に対処できるよう、必要な啓発活動(情報モラル指導等)を行う。セーフティ教室やその他、学活の時間などを通じて継続的に指導していく。
- ⑫いじめ問題への対応力を身に付けるため、教職員の研修を長期休業日前後に年3回行い、共通理解を図るとともに、適切に組織的な対応を行うことを徹底する。

## (2) 本校におけるいじめに対する措置（早期発見）

- ①いじめ早期発見のため、生徒に定期的なアンケート調査を実施する。
  - ・生徒対象のいじめアンケート調査 年3回
- ②中学1年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を行い、生徒が相談しやすい環境を作る。
- ③担任との二者面談や、デジタル生活ノート（タブレットでの電子日記）でのやりとりを通じて、いつでも相談を行える環境を作る。
- ④生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行えるよう、次の相談体制を整備する。
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・いじめ相談窓口の設置（基本は特別支援教育コーディネーター）
  - ・タブレットのデスクトップにある、「そうだん」を活用して相談窓口一覧を定期的に周知
- ⑤保護者や地域住民等からのいじめに関する情報の収集に努める。
- ⑥生徒情報共有ノートを週に一度回覧し、生徒、保護者の状況や指導の経過を教職員で共有し、共通認識をもって組織的に対応する。

## (3) 本校におけるいじめ防止に関する措置（事実確認）

- ①いじめに関わる相談を受けた場合、学校いじめ防止対策校内委員会は事実確認の方策の協議、および教職員の役割分担を行い、相談を受けた生徒への人権に配慮しつつ、関係生徒や保護者への聞き取り、アンケートの実施等を通じて速やかに事実の確認を行う。なお、事実確認、指導経過は時系列にしたがって記録する。
- ②いじめの事実を確認した場合は、いじめを受けた生徒を守るために、全教員での対応方針及び情報共有を図るとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

## (4) 本校におけるいじめ防止に関する措置（早期対応）

- ①いじめを受けた生徒等への安心の担保に必要が認められる場合、保護者との相談のもと、養護教諭及びスクールカウンセラー等によるメンタルヘルスケア、一定期間の別室における学習指導、家庭訪問等の措置を講じ、自信や自己肯定感の回復に努める。また、いじめを知らせてきた生徒に対しての安全も確保するよう配慮する。
- ②いじめを行った生徒に対しては、いじめを許さないという毅然とした態度で指導するとともに、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない意識を継続的に育成する。

- ③いじめを見ていた生徒に対して、相手の気持ちや立場を思いやり、自分の問題として捉えられるよう、いじめを抑制する力を育む指導をする。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑤いじめの事実を受け止め、学級及び授業における人間関係を改善する工夫を行うとともに、保護者及び地域と課題の共有、連携をしながら、いじめのない学校づくりを行う。

### 3 重大事態への対処

#### ①重大事態とは

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒に精神性の疾患が発症した場合
- ・生徒が身体に重大な障害、傷害を受けた場合
- ・生徒から金銭の譲渡が行われた場合
- ・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合

②重大事態が発生した旨を、渋谷区教育委員会に速やかに報告する。

③渋谷区教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

④前項の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

⑤前項の調査結果については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、いじめを受けた生徒・保護者に対し、以下の点に配慮し事実関係その他の必要な情報を真摯かつ適切に提供する。  
また、学校運営協議会委員にも同様とする。

- (ア) いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- (イ) いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (ウ) いじめに関する情報を保護者に伝え、解決に向けて連携して取り組む。
- (エ) 必要に応じ、生徒や保護者への心のケアを行う。
- (オ) 関係機関や専門家等の相談・連携による対処を行う。
- (カ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、所轄警察署等との連携による対処を行う。

### 4 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめ早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。